

リーディングス刑事法シリーズは、本巻『リーディングス刑法』の編者なりにまとめると、刑事法について自ら考えようとしている人・刑事法を学ぼうとする人（主として、これからの若手研究者〔大学院生〕あるいは研究者を志望しつつある学部学生）のために、刑法・刑事訴訟法・刑事政策の3分野のそれぞれにつき、基本的な（いわば古典的ともいうべき）日本語文献（翻訳を含む）30編程度をコンパクトな形で正確に紹介することを通じて、これまでの日本の刑事法学が蓄積してきた膨大な知見をカタログ的に俯瞰し、現在のまた今後の刑事法学の基礎としての理論的到達点を個別領域ごとに確認・提示・継承することを目的としています。言い換えれば、私共自身を含め、これまでの沢山の刑事法研究者・学習者が、場合によっては適切な前提知識や指導を欠いたまま、限られた時間とリソースの下で個々に黙々と繰り返してきた個別領域毎の膨大な先行業績の学習、自己なりの視座の形成、学問的関心・問題の発見ないしその所在の（再）確認等という営為（の实体）に鑑みて、主としてこれから同じ途を辿ろうとする世代のために、主要な領域について、現時点における信頼できる客観的な学習ガイド・指標を与えることを目的としています。ある意味においてはきわめてアカデミックかつ野心的な企画であり、刑事法学研究・学習に関する方法論の観点からは個人的に抵抗を覚える向きもあるかと思いますが、ベースラインとしては、あくまでも自己の学習・研究の方向性に（速やかに）目途を付ける上での、あるいは、（再）確認・修正する上での有効な補助資料として機能することが予定されていますので、（適切な助言・指導・監督の下で）効率的に利用して戴けるものと期待しています。

このシリーズ企画の趣旨との関連において、私共が編集を委ねられた『リー

ディングス刑法』について指摘しておきたい点が2つあります。第一は、取り上げた領域ないし同領域における基本文献は、当然ながら、また、残念ながら、私共の目からして企画趣旨に相応しい質・量・形式を有すると判断できる業績（単行本、論文）である場合に限定されている、ということです。取り上げるのでできなかった領域あるいは業績の学問的な重要性を軽んじているわけでは、決してありません。むしろ、取り上げられた領域ないし基本文献の確実な理解には、多くの場合、取り上げるのでできなかった当該領域の他の業績の学習はもとより、隣接・関連領域の業績の学習も必要だといわなければなりません。『リーディングス刑法』では、この問題を、各領域のエキスパートとしての執筆者の（経験に基づく自律的な）判断において、押さえておくべき業績・知見をも補完して戴くことにより、解決しようと試みています。実効性がどの程度あるかはなお定かではありませんが、その示唆に注目して積極的に活用戴くことをお願いしたいと思います。第二は、第一と部分的に重なるものでもあります。基本文献の内容自体の「紹介」に加え、その置かれた諸コンテキストを明らかにして、いわば執筆者の読み方・解釈・評価・問題意識等をも検証可能なものとして示して戴こうとしていることです。すなわち、各領域ないし基本文献の紹介は、①基本文献発行時（執筆時）までの当該領域に関する学説・実務状況の客観的要約、②基本文献の学説史的意義／位置づけおよび著者の研究過程における位置づけ、③基本文献の内容紹介（評価を加えない客観的記述、解析）、④発行時（執筆時）において残された課題と当時の学説等の方向性、⑤基本文献の現代的意義（近時の注目すべき文献・判例等の織り込みを含む）から構成されています。『リーディングス刑法』を、正に現時点における信頼できる学習ガイドとして、積極的かつ批判的に活用戴くことをお願いしたいと思います。

法科大学院制度の開始と共に、後継の法律学研究者をいかに養成するか、ということが課題とされてすでに相当長い時間が経ちました。そして、現代におけるわが国の社会に相応しい新たな研究者養成方針・手法・制度等に十分に目途がつく前に、今や、そもそもいかにしたら法（律）学系学部・大学院を志望する学生の数と質を維持することができるのか、ということさえ問題となる状況に立ち至りました。私共にも解決への妙案がある訳ではありませんが、少

なくとも刑法学に関しては、これまで以上に、法律学ないし法律学研究という（歴史的・間主観的な）営みの基本に立ち帰ってそれらの自体の面白さ・楽しさ・苦しさを伝えていく努力が必要かつ有効であろうと考え、その具体化のひとつとして、折しも法律文化社が企画したリーディングス刑事法シリーズ中の本巻の編集を引き受けました。私共の意を汲み取り、学界における中堅・若手としてきわめて多忙な中、学問的にチャレンジングな（自分の領域として、おそらくは面白く、楽しく、そして、間違いなく難しく、苦しい）執筆作業に挑んで下さった執筆者の皆さんに、編者として、心より感謝致します。同じく、企画から出版まで、我慢強く適確な判断・処理で巧みに作業を推進して下さった法律文化社編集部の掛川直之氏に、改めて御礼申し上げます。

2015年2月11日

伊東 研祐
松宮 孝明